平成２２年（フ）第９３４４号
大阪府豊中市庄内栄町２丁目13番１号
破産者　武蔵　敏昭
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１７０６号
大阪府富田林市大字彼方1327番地50、前住所大阪府河内長野市南貴望ヶ丘９番19号
破産者　河野　智一
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９２２号
堺市西区鳳東町７丁811―６　フルレゾン鳳401、住民票上の住所大阪府寝屋川市明徳２丁目14番28―304号
破産者　大畑　　昭
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２８５号
兵庫県加古川市加古川町大野1530　加古川刑務所内、開始決定時の住所堺市堺区北三国ヶ丘町６丁２番16―205号
破産者　中　　亜男
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７３１号
大阪府河内長野市市町920番地の５
破産者　レディメイドグレイスこと　北嵐　秀彦
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７１２号
神戸市垂水区千鳥が丘１丁目９番15号
破産者　河野　　昭
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７１３号
神戸市垂水区千鳥が丘１丁目９番15号
破産者　河野　通子
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１１９号
神戸市中央区脇浜町１丁目３番２―406号
破産者　田中　彩子
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６６５号
神戸市灘区赤坂通８丁目９番21号　サンファミーユ赤坂　Ｆ302
破産者　中畑　力丸
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４９６号
兵庫県宝塚市中山五月台５丁目２番14―502号、前住所兵庫県西宮市名塩南台２丁目12番地７
破産者　岡田　好美
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５５０号
兵庫県芦屋市松浜町５番15―109号、前住所兵庫県芦屋市松浜町10番18号
破産者　矢野　隆幸
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７６２号
兵庫県尼崎市西難波町２丁目24番５号、前住所兵庫県尼崎市西難波町４丁目10番２号　西田方
破産者　ナニワ産業こと　奥　　市子
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１２１号
兵庫県西宮市上之町25番４号
破産者　善アーキテクトこと　山田善一郎
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４７４号
兵庫県赤穂市本水尾町３番地の105　メモワール小舟202、住民票上の住所兵庫県姫路市家島町宮1632番地
破産者　村岡　健示
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５３４号
兵庫県姫路市豊富町甲丘３丁目1693番地16　アーバンコンフォート518
破産者　中塚　弘之
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８４１号
兵庫県姫路市太市中783番地
破産者　岡本　正子
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３１８号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田264番地５
破産者　小林希巳子
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７２４号
熊本市花園１丁目10番26号
破産者　大村　晃司
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部